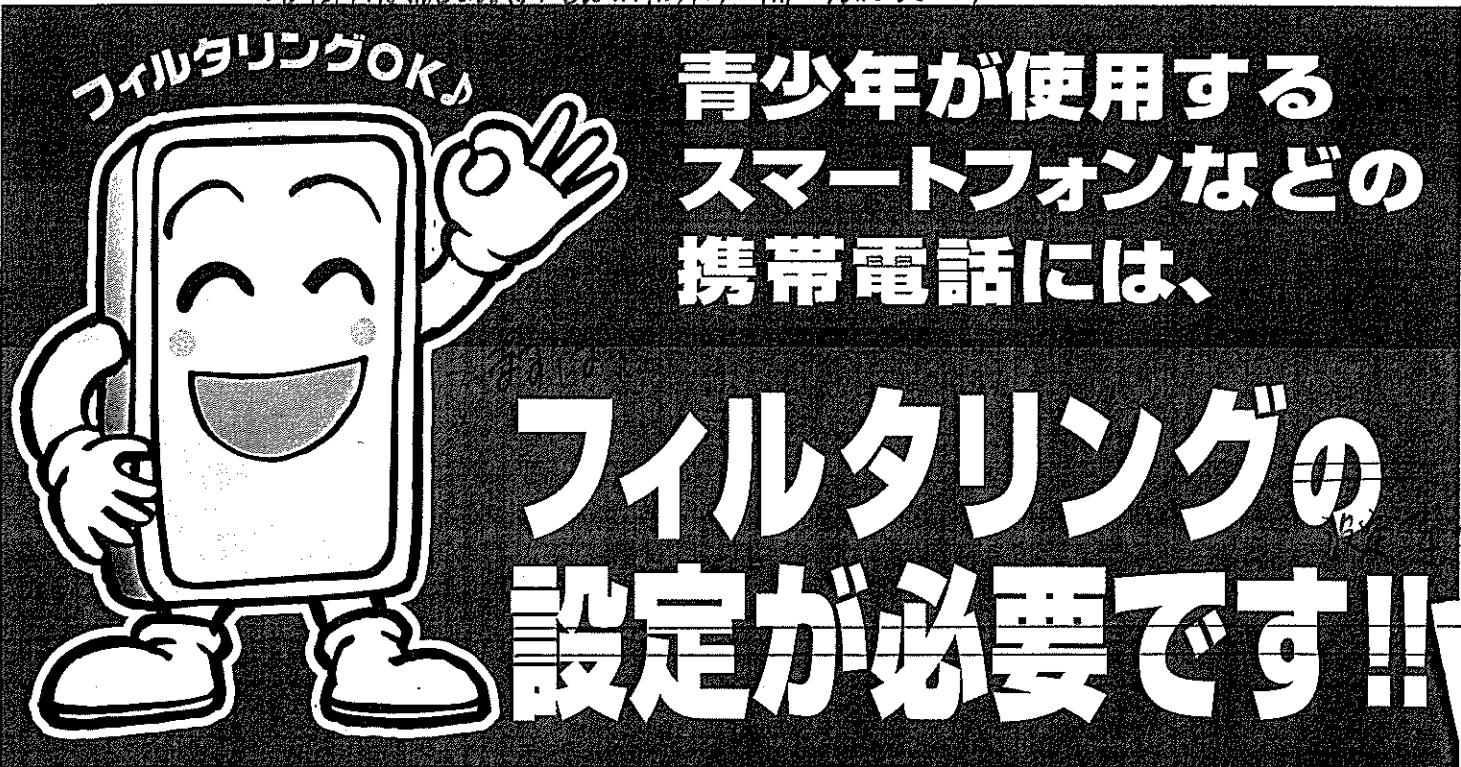


保護者
の
皆様へ

お子さまが使用する携帯電話には、フィルタリングを!

スマートフォンなどの携帯電話は、気軽にインターネットに接続できることから、有害サイトにアクセスしてしまい、トラブルや犯罪被害に巻き込まれる事件が多発しています。

このような被害から子どもたちを守るために、県では、青少年健全育成条例を改正し、
平成27年7月1日から施行します。
青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用を強化します。



条例改正により、青少年が使用する携帯電話の
契約時に、次の手続きが義務付けられました。



携帯電話事業者から、携帯
電話の使用者が18歳未満か
どうかの確認を受けます。



携帯電話の使用者が18歳未満の場合は、携帯
電話事業者から、インターネットの危険性や
フィルタリングサービス等の説明を受けます。

保護者は、青少年の携帯電話にフィルタリングを利用しない場合、携帯電話事業者
(販売店)に、正当な理由を記載した書面を提出しなければなりません。

※携帯電話事業者には、携帯電話の使用者が18歳未満かどうかを確認し、有害情報閲覧
のリスクやフィルタリングサービスの内容等を説明することが義務付けられています。

※保護者には、携帯電話事業者から保護者への説明がスムーズに行なわれるよう協力
することなどが義務付けられています。

※フィルタリングサービスを利用しない正当な理由とは、以下の3点です。

- ・青少年が就労しており、業務に著しい支障が生じる
- ・青少年に疾病や障がいがあり、日常生活に著しい支障が生じる
- ・保護者が青少年のインターネット利用状況を適切に把握し、有害情報を閲覧・視聴
することができないようにする



お子さまのインターネット利用状況を管理して、
利用のルールを作りましょう!

1 フィルタリングとは？

インターネット上の情報を一定の基準で評価判別し、青少年が閲覧することが望ましくないサイト（自殺・虐待・アダルト・違法薬物サイト等）へのアクセスを制限する機能のことです。

フィルタリングは接続する回線ごとに必要であり、スマートフォンの場合、携帯電話回線に対応する「フィルタリングサービス」と、Wi-Fiなどの無線LAN回線に対応する「フィルタリングソフトウェア（アプリ）」それぞれの設定が必要です。

※フィルタリングの設定方法は、携帯電話事業者によって異なります。

詳しくは、ご利用の携帯電話事業者又は販売店へお問い合わせください。

フィルタリングだけでは万全ではありません！

→ 有害サイトの一部には、フィルタリングによる制限対象にならないものもあります。

2 家庭で話し合い、携帯電話利用のルールをつくりましょう！

コミュニティサイトを通じたいじめや、アダルトサイト・出会い系サイトといった有害サイトによるトラブル、生活を壊しかねないネット依存症など、インターネットに関係した問題が増加しています。インターネットを安全・安心に使用するには、インターネットについて親子で一緒に考え、危険性について正しく理解することが重要です。

コミュニティサイトは利用を誤るとトラブルに巻き込まれる恐れがあります！

→ 個人情報の公開や悪質な書き込みなどは、トラブルや犯罪を誘発する可能性があります。



長時間のインターネット利用は、健全な成長に悪影響を及ぼす恐れがあります！

→ 携帯電話は生活を便利にする道具ですが、過剰な利用は健康や学業に悪影響を与えます。

家庭におけるルールの例

- ・使ってもよい時間、場所を決める
- ・利用料金の上限を決める
- ・ネット上で知り合った人とは会わない
- ・個人情報、悪口を絶対に書き込まない
- ・自分の写真やプロフィールなどを絶対に公開しない
- ・困ったときは必ず大人に相談する



大人がインターネットの危険性を正しく理解し、ネット被害から大切な子どもを守りましょう！

三重県健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課

〒514-8570 津市広明町13番地 TEL:059-224-2269 メール shoshika@pref.mie.jp

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/kodomom/seisyounenikusei/> 三重県 健全育成の推進 検索